

次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進

《 災害応急復旧技術の公募 》

～ 災害応急復旧に役立つ技術として、
現場検証・評価を行う技術を募集します ～

【公募要領】

平成 26 年 4 月

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

1. 公募の目的

我が国の社会インフラを巡っては、これまで国民の安全・安心と活力を支えてきた多くの施設で進行する老朽化、また、年々リスクの高まる大規模地震や頻発する風水害等の災害、一方、社会情勢としての人口減少・少子高齢化の進行といった重要且つ喫緊の課題に対し、近年の ICT 等を活用し、効率的・効果的な対応を可能とする技術を開発し、導入することが求められています。

そこで、国土交通省及び経済産業省は、平成 25 年 7 月 16 日「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」を共同設置し、現場ニーズと技術シーズとの擦り合わせ等の検討を経て、同年 12 月 25 日に「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入重点分野」を策定し、今後取り組むべき事項を提示しました。そこでは、重点分野に係るロボットについて、2 カ年の現場検証及び評価を通じ、開発・改良を促進し、3 年後の現場への試行的導入、4 年後の本格導入を目指すこととしております。

この方針を受け、本公募は、より効率的・効果的な『維持管理または災害対応に資するロボット』について、現場検証及び評価の対象となる実用化技術（開発中も含む）を求めるものです。

応募された技術は、「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会 専門部会」（以下、「専門部会」という。）において、選考の上、国土交通省の直轄現場等において現場検証を行い、実用性に係る効果及び課題について評価し、評価結果の通知・公表等を通じて、活用及び開発を促進します。

（なお、本公募と並行して、開発途上の新技術の支援策として、NEDO による『インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト』を実施しております。詳細は、後述の「10. その他」の該当箇所を参照ください。）

2. 公募技術

（1）公募技術

本公募は、より効率的且つ効果的な『維持管理または災害対応に資するロボット』として、現場検証及び評価の対象となる実用化技術（開発中も含む）を求めるものです。ここでは、現場適用性を十分に確認できていない技術について、現場検証・評価を通じ、その活用を促すことと、更なる実用性を高めるための開発・改良を促すことの両面のねらいがあることから、公募の対象としては、現場検証を通じ実用性の確認やその更なる向上が期待される実用化技術、または、短期（概ね 3 年以内）に実用化が見込まれる技術とします。

本公募要領では、技術を幅広く求める観点から、対象とする「ロボット技術・ロボットシステム」（以下、「技術・システム」という）について次のとおり定義します。

- ① 建設施工や関連する調査における作業の支援や、自動化・遠隔制御化を実現し、その効率、精度、安全性などの性能向上・課題解決を可能にする技術、あるいは、それを達成するシステム
- ② 通常使われている、建設施工・調査の現場で用いられる機械・機器に、何らかの新しいメカニズムや制御・情報処理の機能を付加して、その機能の実現を図る技術

ただし、計測機器を特定の箇所に一定期間設置する等モニタリングに特化した技術は、対象外とします。

公募する技術は、以下の〔1〕～〔3〕のいずれかまたは複数を満たす技術・システムとします。

〔1〕土砂崩落または火山災害において、人の立入りが困難若しくは人命に危険を及ぼす災害現場の「掘削、押土、盛土、土砂や資機材の運搬等の応急復旧」ができる技術・システム

【基本要件※¹】

- ① 土砂崩壊等により道がない、段差・障害物がある、軟弱地盤、冠水箇所等の条件下でも、現地まで資機材等の運搬ができる。
- ② 掘削、押土、盛土、土砂運搬等の応急復旧に係る作業の全てまたは一部が、技術・システムの単体もしくは組合せでできる。
- ③ 従来の無人化施工技術と比較して、施工性（単位時間あたりの作業量）、安全性等（機器の転落防止等）の性能が高く、経済性が妥当である。
- ④ 災害被害の助長及び規模の拡大、あるいは、他の調査や作業等を行う者への二次災害の要因となるリスクが十分に小さい。
- ⑤ 公募技術・システムの導入によって、他の調査や作業等への大きな阻害要因とならない。また、機器の故障等により他の調査や作業等を阻害するおそれが十分に小さい。

※1 上記基本要件は、全てを満たすことを原則とします。（以降の基本要件も同様）

【公募技術に期待する項目※²】

- ⑥ 急傾斜地で作業ができる。
- ⑦ えん堤基礎部等の軟弱地盤を遠方（遠隔操作等）より改良でき、また、改良した土砂等を非破壊で計測できる。
- ⑧ 掘削した地盤の位置、土量等を計測できる。
- ⑨ 施工機械本体の姿勢を把握できる（転倒防止）。
- ⑩ がれき、岩塊、倒壊した樹木等の破碎、伐採および運搬の全てまたは一部を、技術・システムの単体もしくは組合せでできる。
- ⑪ 仮えん堤、砂防えん堤の構造物構築、コンクリート運搬・打設、ブロック運搬・据付ができる。
- ⑫ 現地で長時間の施工を可能とする（電源確保、供給、燃料供給等）。
- ⑬ 風雨等の悪天候下でも機能を発揮できる。
- ⑭ 当該技術・システムの稼働に必要な資機材の搬入、設置及び撤去が容易にできる。
- ⑮ 今回の検証現場以外でも、より多くの現場において活躍ができる。（汎用性）

※2 上記項目については、現在の災害対策で課題となっている項目で、この項目全てを満たす必要はありませんが、今回の公募において重視される評価項目です。ただし、ここに記載する項目に限定するものではなく、応募者からの提案を踏まえ、効果が期待される項目については、適宜、評価の指標とします。（以降の公募技術に期待する項目も同様）

【補足事項】

- ⑯ 今回の公募技術は、過去の災害等を参考として設定している。（主要事例を次に示す）
 - ・平成23年台風第12号 紀伊半島土砂災害
 - ・霧島山（新燃岳）災害（霧島山（新燃岳）の噴火）
 - ・新潟県中越地震 土砂災害
 - ・雲仙普賢岳 火山災害
- ⑰ 今回の公募技術は、次の場面を想定している。
 - ・土砂崩落による河道閉塞の発生現場、または、火山災害現場において、噴石、有毒ガス、土

砂崩落等による二次災害の恐れのある状況下で、斜面整形や排水路形成などの被害拡大防止のための作業を行う場面。

- ・道路法面の崩落や道路陥没などの現場で、更なる崩落などによる二次災害の恐れのある状況下で、道路啓開や落石防止などの被害拡大防止のための作業を行う場面。

⑱ 今回の公募技術の適用現場の条件としては、次を想定している。

- ・被災現場に要救助者は居ないことを基本とする。（要救助者が居る場合にも対応した技術の評価を求める場合は、応募資料（様式－Ｂ－１ 技術特性）において、適宜、記入すること）
- ・適用現場における電源や燃料については、応募者（技術提供者）側にて確保すること。

〔２〕土砂崩落による河道閉塞において、人の立入りが困難若しくは人命に危険を及ぼす災害現場の「排水作業の応急対応」ができる技術・システム

【基本要件※^１】

- ① 土砂崩壊等により道がない、段差・障害物がある、軟弱地盤、冠水箇所等の条件下でも、現地まで移動・設置ができ、排水作業ができる。
- ② 既存のポンプによる排水作業を代替するもの、または、既存のポンプを用いて遠隔操作により排水作業を行うもの。
- ③ 従来の遠隔操作式の排水ポンプ技術と比べて機能・性能等が優位で、経済性が妥当である。
- ④ 既存のポンプと同等以上の排水能力（揚程、排水量）を有する。
- ⑤ 前述〔１〕の④、⑤に同じ。

【公募技術に期待する項目※^２】

- ⑥ より効率的に排水管路等が敷設できる。
- ⑦ より短時間で水位低下または排水作業ができる。
- ⑧ 水位の低下を計測できる。
- ⑨ 前述〔１〕の⑫～⑮に同じ。

【補足事項】

- ⑩ 前述〔１〕の補足事項と同じ。

〔３〕土砂崩落または火山災害において、人の立入りが困難若しくは人命に危険を及ぼす災害現場の「遠隔または自動による機械等の制御に係る情報の伝達」ができる技術

【基本要件※^１】

- ① 無人化施工等の遠隔操作または自動による機械等の制御において、必要な画像情報や操作情報等を伝達できる。
- ② 従来の無人化施工技術における情報伝達と比べて作業の適用範囲や作業性等が向上し、経済性が妥当である。
- ③ 前述〔１〕の④、⑤に同じ。

【公募技術に期待する項目※^２】

- ④ 長距離伝送できる。

- ⑤ 山岳地の狭隘部で伝送できる。
- ⑥ 高精細且つ低遅延で画像を伝送できる。
- ⑦ デジタル画像を低容量で伝送できる。

【補足事項】

- ⑧ 前述〔1〕の補足事項と同じ。

（2）応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

- 1) 現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価に関わる者（専門部会、事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を現場検証する上で、関係する法令に適合していること。
- 3) 応募技術を、本公募における現場検証及び評価を行う、または、公共事業等の一般的な調達手続きで活用する場合に、特許権等の権利が障害や制約にならないこと。

3. 応募資格

応募者は、以下の2つの条件を満足するものとします。

- ・「個人」、「民間企業」または「大学等^{※3}」であること（ただし、「個人」及び「大学等」については、3年以内の実用化を目指し、民間企業と共同開発している場合に限る）。

※3 大学等とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人、社団法人、研究組合等をいいます。

- ・予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

（1）資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、郵送または持参にて提出してください。

（2）提出（郵送）先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当宛

5. 公募期間

平成26年4月9日(水)～平成26年5月28日(水)（当日消印有効）

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所が有る等の場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について、別途、連絡調整します。

7. 現場検証対象技術の決定

(1) 決定方法

応募資料及びヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、現場検証及び評価に適しているかどうかを判断し、現場検証対象技術を決します。

- 1) 公募技術（基本要件等）、応募資格等に適合していること。
- 2) 現場検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- 3) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

ただし、今回の現場検証を行うことができる数に限りがあることから、応募資料及びヒアリング等に基づき、より現場検証に適していると判断される技術から選考する場合があります。

(2) 決定結果の通知・公表

応募者に対して決定されたか否かについて文書で通知します。また、決定された技術については、適宜、協議の上、可能な範囲で国土交通省ホームページ上に公表します。

決定結果の通知・公表の時期は、平成26年6月頃を予定しておりますが、応募状況等により変更する場合があります。

(3) 決定通知の取り消し

決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 決定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により決定されたことが判明したとき。
- 2) 決定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、決定通知の取り消しが必要と認められたとき。

8. 現場検証

決定された技術は、次のとおり現場検証を行います。

(1) 検証場所、検証方法及び検証期間

検証現場及び検証方法については、別紙ー1で示す検証候補地に対する各応募者からの場所及び方法に係る提案を踏まえて、適宜、協議の上、決定します。ただし、応募技術の特性や現場状況等に因っては、検証候補地以外の場所で現場検証を実施する場合があります。

検証期間は、平成26年10月から12月を予定しておりますが、現場状況等により変更する場合があります。

なお、応募技術の開発状況や現場状況等に因って、現場検証の実施が困難と見込まれる場合は、協議の上、現場検証を実施しないことがあります。この場合、当該技術に対する評価は実施致しません。

(2) 検証の費用負担

応募する技術の検証に係る費用として、以下の項目は事務局が負担し、それ以外は応募者の負担とします。不明な点は、適宜、協議の上、決定します。

- ・応募技術の優位性等を確認するために従来技術との比較が必要と判断される場合、その比較のために従来技術により点検する場合に掛かる費用
- ・応募技術の現場検証において、基本要件に対する達成度等の評価のために評価者側が行う測定に掛かる費用
- ・検証現場における共通する安全確保に必要な費用（ただし、応募者が本来実施すべき安全確保は除く。また、現場検証に係る応募者の保険は、応募者の負担とする。）
- ・その他、応募者の負担とすることで、応募者間に過度の不公平が生じる費用

(3) 現場検証の公開

現場検証は原則として公開で行います。詳細は各現場検証の実施に際して決定します。

9. 評価

現場検証の結果を踏まえて、次のとおり評価を行います。

(1) 評価の目的

社会インフラの重要な課題解決に資するロボットについて、現場検証を通じた評価を行うことで、より実用性を高めるための開発・改良を促し、また、優れたロボットについては現場での活用・普及を促進する。

(2) 評価の視点

次の視点を基本として、各技術の特性に応じて評価を行います。

- 1) 「2. 公募技術」における「基本要件」及び「公募技術に期待する項目」に対する達成度
- 2) 1) 以外で、現場検証を通じて把握された課題及び効果
- 3) 今後の開発・改良に向けた発展性

(3) 評価結果の通知・公表

- ・各応募技術に係る評価結果は、各応募者に対して通知するものとします。
- ・また、評価結果について、NETIS（新技術情報提供システム）等の情報共有システムを活用して、効果的な活用または改良・開発を目的に、可能な範囲で一般公開を行います。
- ・なお、上記の公開範囲については、各応募者と協議の上、決定します。

10. その他

(1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 応募された資料は、本公募に係る現場検証対象技術の決定、現場検証及び評価以外に無断で使用することはありません。

(3) 応募された資料は返却いたしません。

(4) 決定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。

(5) 決定された技術の検証にあたり、応募者にはその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合があります。

(6) 公募技術に関する問い合わせに関しては以下の通り受け付けます。

1) 問い合わせ先（事務局）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当

E-Mail: robotech@mlit.go.jp

※原則、上記E-mailにてお問い合わせください。

これにより難い場合は、下記電話またはFAXにてお問い合わせください。

（電話；課内直通）03-5253-8286 （ファックス；課内直通）03-5253-1556

2) 期 間：平成26年4月10日（木）～平成26年5月23日（金）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00 までとします。ただし12:00～13:00 は除きます。）

(7) 本公募と並行して、開発途上の新技術の支援策として、NEDOによる『インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト』（以下、「NEDOプロジェクト」という）を実施しております。

- ・NEDOプロジェクトへの参画にあたっては、本公募への応募を必須としております。詳し

くは、NEDOホームページをご覧ください。

- ・なお、本公募への参画にあたっては、NEDOプロジェクトへの参画を必須としてはおりません。

応募資料作成要領

I 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料を提出してください。様式については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/>・・・・・・・・)よりダウンロードしてください。

応募資料に使用する言語は日本語とします。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えてください。

①申請書 (様式-A) ※1枚で収めてください。

②技術概要書 (様式-B) ※各様式1枚で収めてください。

③技術特性チェックシート (様式-C) ※適宜、必要な数だけ行を追加してください。

④添付資料 (任意)

⑤電子データ (様式-A, 様式-B, 様式-C及び添付資料の電子ファイルを収めたCD-R)

※提出資料①②③④はA4判としてください。ただし、④については原則A4判としますが、パンフレット等でA4判では判読できない等の不都合が生じる場合は、任意の大きさに提出してください。

また、④には通し番号を記入してください。

※①②③④は、左上角をWクリップで留め、まとめて1冊とし、合計3部(正1部、副2部)提出してください。なお、⑤は1部提出してください。

Ⅱ 各資料の作成要領

A 次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進 現場検証申請書 (様式－A)

- ・応募者は、「個人」、「民間企業」または「大学等」とします（ただし、「個人」及び「大学等」は、3年以内の実用化を目指し、民間企業と共同開発している場合に限る）。応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印してください。応募者が「民間企業」または「大学等」の場合は、企業または大学等名とその代表者の役職並びに氏名を記入の上、公印または代表者の印を押印してください。なお、申請書のあて先は「〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 ロボット技術公募担当宛」とします。
- ・「対象分野」は、該当する分野を1つ選択（□を■に）してください。
(同じ応募技術が、複数の分野に共通する場合であっても、分野毎に分けて記入してください)
- ・「1. 公募技術」は、公募要領「2. 公募技術（1）公募技術」の〔1〕～〔3〕で示された「番号及び文言」を、そのまま記入してください。1つの技術が〔1〕～〔3〕を複数満たす場合は、同様式にまとめて複数記入してください。なお、様式－Bは、〔1〕～〔3〕について、個別に記入してください。
- ・「2. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入してください。
- ・「3. 担当窓口（決定結果通知先）」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入してください。
- ・「4. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、大学等、行政機関について記入してください。なお、共同開発者がいない場合は、記入する必要はありません。

B 技術概要書

(様式－B)

- ・対象分野、公募技術、技術名称及び副題は（様式－A）と同一にしてください。
- ・1つの技術が〔1〕～〔3〕を複数満たす場合は、〔1〕～〔3〕のそれぞれについて、個別に記入してください。（満たす数の分だけ作成してください）
- ・上記の場合、下枠に、他に満たされる番号（1～3）を記入してください。
- ・技術の概要は、200字以内で簡潔に記入してください。
- ・技術特性、現場検証に関する事項、実用上の費用は、以下の目次構成にしたがって記入してください。なお、必要であれば添付資料を添付し、参照する添付資料の番号、ページを記入してください。

1. 応募技術の特性

他の技術と比べた優位性や特徴、評価を希望する点等について、要点のみ記入してください。

1－1 公募技術の【基本要件】に関する特性

応募技術の本公募要領の「2. 公募技術（1）公募技術の【基本要件】」（P. 2～3に記載）に関する特性について、要件毎に箇条書きで簡潔に記入してください。その際、応募技術・システムが達成している点検、調査または施工等の能力と対応可能な現場作業条件については、必ず記入してください。

1－2 公募技術の【公募技術に期待する項目】に関する特性

応募技術の本公募要領の「2. 公募技術（1）公募技術の【公募技術に期待する項目】」（P. 2～4に記載）に関する特性について、要件毎に箇条書きで簡潔に記入してください。

1－3 その他、応募技術の特性（※任意）

上記1、2以外の応募技術に関する特性について、要件毎に箇条書きで簡潔に記入してください。

2. 開発状況

応募技術の開発状況について、該当箇所を選択（□を■に）してください。

開発中の場合は、開発状況及び実用化の目処を記入してください。

3. 更なる開発・改良事項（※任意）

今回の応募（現場検証及び評価）を通じて目指している更なる開発・改良事項について、記入してください。

4. 検証場所に関する提案

別紙－1で示す検証候補地に対する希望場所を、「記号にて」記入してください。

複数場所の記入が可能です。

なお、希望する箇所で現場検証をする際の、施設利用、運搬、設置、費用に関する条件等の留意事項があれば、記入してください。

5. 検証方法に関する提案（※任意）

応募技術の特性を把握するため、希望する検証場所における検証方法に関する提案があれば、記入してください。

※ 上記4、5の提案を踏まえ、現場検証場所、検証方法等について、協議の上、決定します。

6. 実用上の費用

応募技術の経済性に係る評価を行うために、実用上の費用の記入を求めます。このため、応募技術を実用（実務）上で活用する際に掛かる概略費用（※見込みも含む）を記入してください。

費用は、現場作業と机上作業について、労務費と資機材費に分けて記入してください。

現場作業には、当該技術・システムを現場で活用するために必要な運搬、設置、操作、撤去等の全作業の労務及び資機材に掛かる費用と共に、その根拠となる単価、時間及び施工数量等についても、可能な範囲で明記してください。なお、その際の想定現場は、別紙－１で示す検証候補地の希望する候補地（１箇所）としてください。

資機材費としては、販売、レンタル、自社保有等の調達方法について、可能な範囲で明記してください。

机上作業には、「計画策定」、「点検または調査結果の整理」（災害応急復旧については不要）、「点検または調査結果の解析」（災害応急復旧については不要）、「報告書作成」を含むものとしてください。

橋梁及びトンネルの維持管理に係る積算にあたっては、「設計業務等標準積算基準書」（第３節 道路施設点検業務）を参考としてください。

【参考】

- ・特許取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、該当箇所を選択（□を■に）してください。
- ・建設技術審査証明等は、応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、または、民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定（昭和62 年建設省告示1451 号）に基づく審査証明書を取得されている場合は必要事項を記入してください。また、応募技術が過去に建設技術評定規定（昭和53年建設省告示976 号）を取得されている場合も必要事項を記入してください。
- ・上記以外で、応募技術の性能保証範囲を示すために検証や評価の実績（自主的な性能検証等も含む）がある場合、その内容を記入してください。その際、性能検証等の具体的方法が分かる資料を添付してください。（添付資料－４）
- ・活用実績は、応募技術がこれまで実用上活用された場合、その活用実績件数をそれぞれの機関毎に記入してください。
- ・添付資料一覧は、添付する資料名を本様式に記入してください。

添付資料－１：応募技術のパンフレット

添付資料－２：特許等の公開・公告された写し（特許等を取得している場合）

公開特許公報のフロントページ（特許番号、発明の名称が記載されているページ）のみをコピーしてください。

添付資料－３：公的機関の評価等の写し（技術審査証明・技術評価等を取得している場合）

添付資料－４：応募技術の性能検証等の方法が分かる資料

上記添付資料を含め、１つの添付資料の枚数はA４判１０枚（パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする）程度以内とします。

なお、各添付資料の先頭に添付資料番号（例：添付資料－１）を付けてください。ただし、添付資料－１～４の中で該当する資料がない場合は、添付資料番号を繰り上げないでください。添付資料－１～４以外の資料がある場合は、添付資料－５から順番に添付資料番号をつけてください。

また、応募技術を説明する動画の添付も可能とし、そのURL（リンク先）がある場合はそれを記入し、また、電子データを添付する場合は提出用のCD－Rに保存してください。（添付する動画ファイル形式は「MPEG-4」、動画再生時間は「10分以内」としてください。）

C 技術特性チェックシート

(様式－C)

- ・応募技術の本公募要領の「2. 公募技術（1）公募技術の【基本要件】及び【公募技術に期待する項目】」（P.2～3に記載）に示す要件及び項目について、該当する全てを記入してください。
- ・その他、応募技術の特性として、上記以外の応募要件に関する特性があれば、記入してください。
- ・なお、様式－Bでは、上記の同要件及び項目等について、「要点のみ」の記入とし、この様式－Cでは、「該当する全ての内容」を記入してください。
- ・必要であれば添付資料を添付し、参照する添付資料の番号、ページを記入してください。（様式－Bと共通の添付資料でも構いません。）